

特許協力条約に基づく国際出願 国際予備審査請求書

出願人は、次の国際出願が特許協力条約に従って国際予備審査の対象とされることを請求する。

国際予備審査機関記入欄

国際予備審査機関の確認	請求書の受理の日
-------------	----------

第 I 欄 国際出願の表示		出願人又は代理人の書類記号
国際出願番号	国際出願日 (日. 月. 年)	優先日 (最先のもの) (日. 月. 年)
発明の名称		
第 II 欄 出願人		
氏名 (名称) 及びあて名: (姓、名の順に記載; 法人は公式の完全な名称を記載; あて名は郵便番号及び国名も記載)		電話番号:
		ファクシミリ番号:
		出願人登録番号:
電子メールの使用の承認: 国際事務局又は国際予備審査機関に対して、それらの機関が希望する場合にこの電子メールアドレスを利用してこの国際出願に関する通知を内容とする情報を送信することを承認するときは、以下のいずれかにレ印を付す。 <input type="checkbox"/> 事前の通知として受け取り、後に書面による通知の送付を希望する。 <input type="checkbox"/> 電子メールによる通知のみを希望する (書面による通知の送付は希望しない)。 電子メールアドレス:		
国籍 (国名):	住所 (国名):	
氏名 (名称) 及びあて名: (姓、名の順に記載; 法人は公式の完全な名称を記載; あて名は郵便番号及び国名も記載)		
国籍 (国名):	住所 (国名):	
<input type="checkbox"/> その他の出願人が続葉に記載されている。		

第II欄の続き 出願人

この第II欄の続きを使用しないときは、この用紙を国際予備審査請求書に含めないこと。

氏名（名称）及びあて名：（姓、名の順に記載；法人は公式の完全な名称を記載；あて名は郵便番号及び国名も記載）

国籍（国名）：

住所（国名）：

氏名（名称）及びあて名：（姓、名の順に記載；法人は公式の完全な名称を記載；あて名は郵便番号及び国名も記載）

国籍（国名）：

住所（国名）：

氏名（名称）及びあて名：（姓、名の順に記載；法人は公式の完全な名称を記載；あて名は郵便番号及び国名も記載）

国籍（国名）：

住所（国名）：

氏名（名称）及びあて名：（姓、名の順に記載；法人は公式の完全な名称を記載；あて名は郵便番号及び国名も記載）

国籍（国名）：

住所（国名）：

その他の出願人が他の続葉に記載されている。

第Ⅲ欄 代理人又は共通の代表者、通知のあて名

下記に記載された者は、 代理人 又は 共通の代表者 として

- 既に選任された者であつて、国際予備審査についても出願人を代理する者である。
- 今回新たに選任された者である。先に選任されていた代理人又は共通の代表者は解任された。
- 既に選任された代理人又は共通の代表者に加えて、特に国際予備審査機関に対する手続のために、今回新たに選任された者である。

氏名（名称）及びあて名：（姓、名の順に記載；法人は公式の完全な名称を記載；あて名は郵便番号及び国名も記載）

電話番号：

ファクシミリ番号：

代理人登録番号：

電子メールの使用の承認：国際事務局又は国際予備審査機関に対して、それらの機関が希望する場合にこの電子メールアドレスを利用してこの国際出願に関する通知を内容とする情報を送信することを承認するときは、以下のいずれかにレ印を付す。

- 事前の通知として受け取り、後に書面による通知の送付を希望する。 電子メールによる通知のみを希望する（書面による通知の送付は希望しない）。

電子メールアドレス：

通知のためのあて名：

代理人又は共通の代表者が選任されておらず、上記枠内に特に通知が送付されるあて名を記載している場合は、レ印を付す。

第Ⅳ欄 国際予備審査に対する基本事項

補正に関する記述：*

1. 出願人は、次のものを基礎として国際予備審査を開始することを希望する。

- 出願時の国際出願を基礎とすること。
- 明細書に関して 出願時のものを基礎とすること。
 特許協力条約第34条の規定に基づいてなされた補正を基礎とすること。
- 請求の範囲に関して 出願時のものを基礎とすること。
 特許協力条約第19条の規定に基づいてなされた補正を基礎とすること。
 特許協力条約第34条の規定に基づいてなされた補正を基礎とすること。
- 図面に関して 出願時のものを基礎とすること。
 特許協力条約第34条の規定に基づいてなされた補正を基礎とすること。

2. 出願人は、特許協力条約第19条の規定に基づく請求の範囲について行つた補正を無視し、かつ、取り消されたものとみなして開始することを希望する。
3. 国際予備審査機関が規則69.1(b)に従つて国際調査と同時に国際予備審査を開始しようとする場合、出願人は規則69.1(d)に基づき適用される期間の満了まで国際予備審査の開始を延期することを国際予備審査機関に希望する。
4. 出願人が国際予備審査を規則54の2.1(a)に基づき適用される期間の満了よりも早く開始することを明示的に希望する。

* 記入がない場合は、1) 補正がないか又は国際予備審査機関が補正（原本又は写し）を受領していないときは、出願時の国際出願を基礎に予備審査が開始され、2) 国際予備審査機関が、見解書又は予備審査報告書の作成開始前に補正（原本又は写し）を受領したときは、これらの補正を考慮して予備審査が開始又は続行される。

国際予備審査を行うための言語は.....であり、

- 国際出願の提出時の言語である。
- 国際調査のために提出した翻訳文の言語である。
- 国際出願の公開の言語である。
- 国際予備審査の目的のために提出した翻訳文の言語である。

第Ⅴ欄 国の選択

この様式を用いてされた国際予備審査の請求は、指定され、かつ、PCT第Ⅱ章に拘束されるすべての締約国を選択する国際予備審査の請求となる。

第VI欄 照合欄

この国際予備審査請求書には、国際予備審査のために、第IV欄に記載する言語による下記の書類が添付されている。

- | | |
|--|---|
| 1. 国際出願の翻訳文..... : | 枚 |
| 2. 特許協力条約第34条の規定に基づく補正書..... : | 枚 |
| 3. 特許協力条約第34条の規定に基づく補正書
に添付された書簡(規則66.8)..... : | 枚 |
| 4. 特許協力条約第19条の規定に基づく補正書の写し
(又は、要求された場合は翻訳文)..... : | 枚 |
| 5. 特許協力条約第19条の規定に基づく補正書
に添付された書簡の写し(規則46.5(b)及び53.9)..... : | 枚 |
| 6. 特許協力条約第19条の規定に基づく説明書の写し
(又は、該当する場合は翻訳文)(規則62.1(ii))..... : | 枚 |
| 7. その他(書類名を具体的に記載) : | 枚 |

**国際予備審査機関
記入欄**

受領 未受領

<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

この国際予備審査請求書には、さらに下記の書類が添付されている。

- | | |
|---|---|
| 1. <input type="checkbox"/> 手数料計算用紙 | 5. <input type="checkbox"/> 記名押印(署名)の欠落についての説明書 |
| <input type="checkbox"/> 納付する手数料に相当する特許印紙を貼付した書面 | 6. <input type="checkbox"/> 配列表を記録した磁気ディスク |
| <input type="checkbox"/> 国際事務局の口座へ振込を証明する書面 | 7. <input type="checkbox"/> その他(書類名を具体的に記載): |
| 2. <input type="checkbox"/> 個別の委任状の原本 | |
| 3. <input type="checkbox"/> 包括委任状の原本 | |
| 4. <input type="checkbox"/> 包括委任状の写し(あれば包括委任状番号): | |

第VII欄 出願人、代理人又は共通の代表者の記名押印

各人の氏名(名称)を記載し、その次に押印する。

国際予備審査機関記入欄

- | | |
|---|---|
| 1. 国際予備審査請求書の実際の受理の日 | |
| 2. 規則 60.1(b)の規定による国際予備審査請求書の受理の日の訂正後の日付 | |
| 3. <input type="checkbox"/> 優先日から19月を経過後の国際予備審査請求書の受理。
ただし、以下の4,5の項目には当てはまらない。
<input type="checkbox"/> 出願人に通知した。 | 6. <input type="checkbox"/> 規則 54 の 2.1(a)の期限の経過後の国際予備審査請求書の受理。
ただし、以下の7,8の項目に当てはまらない。 |
| 4. <input type="checkbox"/> 規則80.5により延長が認められている優先日から19月の期間内の国際予備審査請求書の受理 | 7. <input type="checkbox"/> 規則 80.5により延長が認められている規則 54 の 2.1(a)の期限内の国際予備審査請求書の受理。 |
| 5. <input type="checkbox"/> 優先日から19月を経過後の国際予備審査請求書の受理であるが規則82により認められる。 | 8. <input type="checkbox"/> 規則 54 の 2.1(a)の期間の経過後の国際予備審査請求書の受理であるが規則 82 により認められる。 |

国際事務局記入欄

国際予備審査請求書の国際予備審査機関からの受領の日:

特許協力条約に基づく国際出願

手数料計算用紙

国際予備審査請求書の附属書

国際出願番号	国際予備審査機関記入欄			
出願人又は代理人の書類記号	国際予備審査機関の日付印			
出願人				
所定の手数料の計算				
1. 特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律 (国内法) 第 18 条第 1 項第 4 号の規定による手数料 (予備審査請求料) (注 1)			円	P
2. 取扱手数料 (注 2)			円	H
3. 所定の手数料の合計 P 及び H に記入した金額を加算し、合計額を合計に記入			円	
合計				
納付番号				
<p>(注 1) 法第 18 条第 1 項第 4 号の規定による手数料については、特許印紙をもって納付しなければならない。 ただし、工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則第 41 条の 6 の規定により、電子情報処理組織を使用して特許庁長官から得た納付情報により手数料を納付する (電子現金納付) の場合は、納付番号の欄に納付番号を記載する。</p> <p>(注 2) 取扱手数料については、国際予備審査機関である日本国特許庁の長官が告示する国際事務局の口座への振り込みを証明する書面を提出することにより納付しなければならない。</p>				